

○山形県文化基本条例

施行 平成30年3月20日

目次

前文

第1章 総則（第1条－第11条）

第2章 文化に関する基本的施策

第1節 文化の振興等（第12条－第17条）

第2節 文化に親しむ環境づくり（第18条－第21条）

第3節 文化をはぐくむ人づくり（第22条－第26条）

第4節 文化を活用した社会づくり（第27条－第30条）

附則

私たちの郷土、山形県は、秀麗な山々が県境を守り、最上川が悠揚として県土を貫き、日本海へ流れる。日本百名山中の六座を擁し、四季が鮮やかに移ろう中、山々に降り注ぐ慈雨は沢となり、滝となり、川となり、森を抜け、野を走る。降り積もる雪は、幾星霜を経て数多の湧水となり、悠久の古から人々の暮らしを潤してきた。

郷土が生んだ日本最高峰とも称せられる歌人齋藤茂吉は、故郷を讃え、誇らしく詠み上げた。

陸奥をふたわけざまに聳えたまふ蔵王の山の雲の中に立つ

みちのくの出羽のくにに三山はふるさとの山恋しくもあるか

最上川の上空にして残れるはいまだうつくしき虹の断片

私たちは、古来、山や川、草木などの自然を崇め自然と共に生きてきた。自然への畏敬や感謝の心は、出羽三山への信仰や草木塔の造立など精神性豊かな文化を創り上げてきた。国宝土偶「縄文の女神」は、縄文の時代にもそのような精神文化が存在したことを示す貴重な証である。

江戸時代には、最上川舟運により、出羽山形の逸品たる紅花や青苧、米が運ばれ、帰り船で籬人形など上方の文物が伝えられ、最上川は様々な文化資産を県内各地にもたらした。また、本県には、黒川能などの無形文化財や県郷土館「文翔館」などの有形文化財が数多く遺され、地域の宝として大切に守り継がれている。匠が熟達の技により受け継いできた伝統工芸や地域に伝わる郷土

料理、伝統野菜などの豊かな食文化も本県が誇る文化である。そして、形あるものには空間を彩るデザインすなわち意匠が施され、文化の一翼を担っている。

このように多彩な文化がはぐくまれてきた自然や風土のもと、本県では、歌人や作家、思想家、画家など日本を代表する文化人が輩出し、県内外の文化の発展に寄与してきた。

さらに、東北初のプロの交響楽団や美術館などによる質の高い芸術活動のほか、国際的な映画祭や特色豊かな芸術祭など新たな取組にも国内外から注目が集まるようになり、本県の文化は多様な広がりを見せている。今後は、伝統的文化の現代社会における意義を確立するとともに、新しい文化の創造への挑戦を認容し、伝統と新たなものの融合を図りつつ、共に発展し続けることが肝要である。

文化は、人々に喜びや感動、心の安らぎをもたらし、人々の感性や創造する力を培い、人々が互いに理解し、尊重し合うための社会の礎である。また、地域に存する文化を知ることは、地域への誇りや愛着をはぐくみ、生きる力となる。

人口減少の克服に向けた地方創生の取組が進められる中、地域の^{きずな}絆や自然と人との絆を見つめ直すものとして文化が再評価され始めており、生涯活躍を支える健康と生きがいづくり、観光振興による地域や経済の活性化など様々な分野においても、文化がその役割を果たすことが一層期待されている。

本県における日本遺産認定やユネスコ無形文化遺産登録、東京オリンピック・パラリンピック競技大会など、交流人口の拡大に向けた機運が高まる中、本県の文化活動の拠点となる山形県総合文化芸術館の開館を契機に、県民一人ひとりが文化活動の主役であることを再認識し、文化に関わる多様な主体が思いを一つにして、本県文化の推進に取り組まなければならない。

ここに、私たちは、先人が^{たゆ}弛むことなく連綿と紡いできた県民共通の財産である本県の文化を未来へ継承すること、及びその多様な可能性を人づくり、社会づくりに生かし、文化のより一層の発展と創造を目指すことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、文化の推進（文化を保護し、継承し、振興し、発展させ、又は創造することをいう。以下同じ。）に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、文化に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって心豊かな県民生活及び活力ある地域社会の実現並びに経済の活性化に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 文化の推進に当たっては、県民が文化に関する活動（以下「文化活動」という。）の主体であるという認識の下、県民の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化の推進に当たっては、文化活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

3 文化の推進に当たっては、文化を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、生涯を通じて、県民が等しく、文化を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができる環境の整備が図られなければならない。

4 文化の推進に当たっては、本県の文化に対する県民の理解と関心を深めるとともに、文化を通じて、県民が郷土への誇りと愛着きずなを持つことができるよう、及び地域社会の絆がはぐくまれるよう考慮されなければならない。

5 文化の推進に当たっては、本県の風土及び歴史に培われてきた特色ある文化が、県民の共通の財産であるという認識の下、その多様性が尊重されるとともに、将来の世代に着実に継承されるよう考慮されなければならない。

6 文化の推進に当たっては、本県の文化が国内外に広く周知されることが地域及び経済の活性化にとって重要であることに鑑み、本県の文化の積極的な発信及び文化を通じた多様な交流の拡大が図られるよう考慮されなければならない。

7 文化の推進に当たっては、文化により生み出される多様な可能性を地域及び経済の活性化に生かすことを旨として、文化の固有の意義及び価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

8 文化の推進に当たっては、県民、文化の推進を図るために文化活動を行う者及び団体（以下「文化団体等」という。）、教育機関、事業者、市町村並びに県の相互の連携及び協力が図られるよう配慮されなければならない。

(県の責務)

第3条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、文化に関する施策の策定及び実施に当たっては、広く県民の意見が反映されるよう十分配慮するものとする。

3 県は、国及び他の都道府県と連携し、及び協力して、文化に関する施策を効果的に推進するも

のとする。

(県民の役割)

第4条 県民は、基本理念にのっとり、文化についての理解と関心を深めるとともに、自主的かつ主体的な文化活動を通じて、文化の推進に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(文化団体等の役割)

第5条 文化団体等は、基本理念にのっとり、自主的かつ主体的に文化活動の充実を図るとともに、文化の推進に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(教育機関の役割)

第6条 教育機関は、基本理念にのっとり、子どもの感性及び創造性をはぐくむことができるよう、文化に親しむ機会の創出に努めるものとする。

2 教育機関は、人材育成、調査研究その他の教育研究活動を通じて、文化の推進に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、文化についての理解と関心を深めるとともに、その事業活動における文化活動への参画又は支援を通じて、文化の推進に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(市町村との連携)

第8条 県は、文化に関する施策の推進に当たっては、市町村との連携を図るとともに、市町村がその地域の特性に応じた文化に関する施策を策定し、及び実施するための助言その他の必要な協力を行うものとする。

(文化推進基本計画)

第9条 県は、文化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化に関する施策に係る基本的な計画を定めるものとする。

(推進体制の整備)

第10条 県は、文化に関する施策を推進するために必要な体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第11条 県は、文化に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

第2章 文化に関する基本的施策

第1節 文化の振興等

(芸術の振興)

第12条 県は、文学、音楽、美術、書道、写真、演劇、舞踊、メディア芸術（映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術をいう。）その他の芸術の振興を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

（生活文化等の振興）

第13条 県は、華道、茶道その他の生活に係る文化、囲碁、将棋その他の国民的娯楽及び講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能の振興を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

（伝統芸能等の継承及び発展）

第14条 県は、雅楽、能楽、歌舞伎その他の伝統芸能及び年中行事、民俗芸能その他の地域の伝承文化の継承及び発展を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

（特色ある文化の継承及び発展）

第15条 県は、本県の精神文化（自然を尊び、自然に感謝する心が生み出した文化をいう。）、舟運により築かれた文化、伝統的な技術又は技法等による伝統工芸、地域の豊かな食文化その他の本県の特色ある文化の継承及び発展を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

（文化財等の保存及び活用）

第16条 県は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）が、適切に保存され、及び活用されるよう、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（デザインの保存及び活用）

第17条 県は、服飾、家具、工芸品、建築その他の物件が持つ文化的価値が高いデザインの保存及び活用を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

第2節 文化に親しむ環境づくり

（県民の文化に親しむ機会の充実）

第18条 県は、広く県民が文化を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

（文化施設の充実及び活用促進）

第19条 県は、美術館、博物館、文化ホールその他の文化施設の充実及び活用の促進を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

（事業者による文化活動等の促進）

第20条 県は、事業者が事業又は社会貢献の一環として行う文化活動及び文化活動に対する支援を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(文化情報の収集及び提供)

第21条 県は、本県における文化活動の促進を図るため、文化に関する情報を収集し、及び提供するものとする。

第3節 文化をはぐくむ人づくり

(県民の文化発信力の向上)

第22条 県は、県民が郷土への誇りと愛着を持って本県の文化について発信できるよう、本県の文化に関する普及啓発、郷土の歴史及び文化を学ぶ機会の創出その他の本県の文化に対する県民の理解と関心を深めるために必要な施策を講ずるものとする。

(子どもの創造性等の育成)

第23条 県は、子どもの創造性及び感性並びに郷土への誇りと愛着をはぐくむため、幼少期から文化を鑑賞し、及び体験する機会を創出することその他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者及び障がい者の文化活動の促進)

第24条 県は、高齢者及び障がい者が、積極的に文化活動に参画することができるよう、環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化の担い手の育成及び確保)

第25条 県は、創造的な文化活動を行う者、文化の継承活動を行う者、文化活動について指導を行う者、文化活動に関する企画又は制作を行う者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化の担い手の育成及び確保に必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、前項に規定する文化の担い手が行う文化活動を支援するため、文化に関するボランティア活動の推進を図るよう努めるものとする。

(顕彰)

第26条 県は、文化活動で顕著な成果を収めた者及び文化の推進に寄与した者を顕彰するものとする。

第4節 文化を活用した社会づくり

(文化の活用による地域の活性化)

第27条 県は、文化の活用による地域の活性化を図るため、地域住民が主体となって取り組む文化を通じたまちづくりその他の活動の推進に必要な施策を講ずるものとする。

(文化の活用による経済の活性化)

第28条 県は、文化の活用による経済の活性化を図るため、伝統工芸、食文化その他の文化を生かした産業の振興の推進に必要な施策を講ずるものとする。

(文化の活用による観光振興)

第29条 県は、国内外からの来訪者の拡大を図るため、本県の特色ある文化の観光資源としての活用の推進に必要な施策を講ずるものとする。

(文化に関する情報発信及び交流の推進)

第30条 県は、第27条から前条までの施策を効果的に推進するため、本県の文化に関する情報を国内外に向けて積極的に発信するとともに、文化に係る交流の推進に必要な施策を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

文化の推進に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、文化に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため提案するものである。